

和解による早期全面解決を求めるアピール

2006年（平成18年）6月16日、最高裁判所は、集団予防接種における注射器の使い回しによるB型肝炎ウイルス感染について国の責任を認める画期的判決を言い渡した。しかし、国がこの終局的司法判断に基づく被害回復措置も何もとらなかつたため、全国のB型肝炎ウイルス感染被害者は新たな訴訟を提起せざるを得なかつた。2008年（平成20年）札幌地裁に始まり、現在、全国10地方裁判所で452人の原告が訴訟をたたかっている。

本年3月、札幌地方裁判所は、最高裁判決の示した国の責任を前提として、「救済範囲を巡る本件訴訟の各争点については、その救済範囲を広くとらえる方向で判断」するとの指針を示して和解勧告をなし、引き続き、福岡地方裁判所も和解勧告をなした。本年5月、国はようやく和解協議に入る態度を表明したが、具体的な和解案は何ら示さず、ひたすら問題を先送りしようとしている。この国の対応は、早期に解決をめざすという和解の趣旨にまったく反するものと言わなければならない。

最高裁判決からすでに4年、新たな訴訟が提起されてから2年が経過している。全国には重篤の原告も多く、すでに提訴後10名の原告が亡くなっている。3月の和解勧告以後だけでも2名が亡くなっている。新たな訴訟の解決には一刻の猶予も許されない。

われわれは、国に対し、本集会の名において、次のことを求める。

- 1、今般菅新内閣が成立したことを踏まえ、菅総理大臣は、ただちに被害者原告らと面談し、被害の実情を把握したうえ、この問題の早期全面解決にあたること
- 2、6月21日の札幌地方裁判所での次回進行協議期日までに、一人の被害者も切り捨てず、全体解決のための和解案を提示すること
- 3、B型肝炎問題の全面解決に向けて、原告団・弁護団との直接協議を開始すること

2010年6月8日

集会参加者一同